

総合政策学部/環境情報学部/政策・メディア研究科
2020年度
教育・研究活動を維持するための基本方針

総合政策学部長 土屋大洋
環境情報学部長 脇田 玲
政策・メディア研究科委員長 加藤文俊
湘南藤沢キャンパス事務長 廣田とし子

原則

総合政策学部/環境情報学部/政策・メディア研究科は、当面の間 COVID-19 との長期戦を想定し、学生とその保証人、および教職員の心と体の健康を保ち、地域の医療システムに過剰な負担をかけないレベルに感染者の発生を抑えながら、教育・研究活動を維持するための体制づくりに努めます。COVID-19 の性質上、普通に生活していても感染を完全に避けることはできませんが、十分な配慮をしつつ、本文書の表 1 にあるレベル 3 の指針を遵守して活動してください。

方針

- (1) 学生と教職員の安全確保の観点から、春学期期間中はオンラインによる授業を継続します。なお、春学期期間中の教育・研究活動の具体的な基本方針は、下記「1. 教育活動」、「2. 研究活動」に示したとおりです。
- (2) 一人一人が自分自身も潜在的な感染者であるとの自覚を持って、「3. 行動ルール」に示すとおり、感染を広げないことを念頭に行動してください。
- (3) 春学期の定期試験は実施できません。定期試験に依らない評価方法をあらかじめ学生に伝えてください。
- (4) 学生と教職員は、表 1 にあるレベル 3 のもとで、研究活動目的に限り、メディアセンターの一部サービスを限定的に利用できます。その際はメディアセンターが定めるルールに従って下さい。
- (5) 全塾の学生総合センターの方針を踏まえ、表 1 にあるレベル 3 のもとで、学生がキャンパスにて課外活動を行うことを、引き続き、禁止とします。
- (6) 秋学期以降の教育・研究活動の基本方針は、8月31日頃に判断します。
- (7) 事務部門の体制については、別途、通知します。
- (8) 専任教員は、この基本方針を特任教員、非常勤講師、研究室秘書、学生を含め教育・研究活動に関連するみなさんと共有してください。

1. 教育活動

(2020年6月24日時点の判断)

- (1) 春学期期間中の教育活動は、オンラインによる授業とします。教員はオンライン講義を実施するため等やむを得ない場合に限り個人研究室および共同研究室を使用できます。その際は、下記の「3. 行動ルール」を遵守してください。なお、学生は講義を受講するために、キャンパスに登校することはできません。
- (2) オンライン授業の実施にあたっては、WebEx 等のオンライン会議システムの利用に加え、オンデマンド用の教材や講義内容の録画などの方法を柔軟に組み合わせ、各種のシステム障害が発生し

た場合に備えて、できる限りの代替手段を確保してください。[4月2日付で送付された「2020年度春学期授業の実施に係る指針」](#)ならびに引きつづき配信されるアナウンスを参照願います。ただし、いずれの方法であっても、時刻を指定してオンライン授業を実施する際は、他の授業との衝突を避けるため、時間割に定められた時間・曜日に実施するようにしてください。

- (3) 夏季休業期間における言語海外研修、特別研究プロジェクト、フィールド研究およびフィールドワーク関連活動については、6月30日付で送付された「特別研究プロジェクト等夏季休業期間における教育活動の指針」を参照願います。

2. 研究活動

(2020年6月24日時点の判断)

- (1) 表1にあるレベル3のもとで、春学期期間中のキャンパス施設で行う研究活動は、感染防止に最大限の配慮をしたうえで、原則として教員や研究スタッフによる必要最低限の活動にしてください。教員や研究スタッフは、当日自宅で検温のうえ、[所定のフォーム](#) (keio.jp の認証あり) で入構申請してください。
- (2) 学生のオンキャンパスでの研究活動への参加は、以下の方針に従うことによって、可能とします。ただし、教職員、研究スタッフ、そして学生のなかに、無症状感染者がいる可能性を否定できません。2. (2)①、②、③の方針および、「3. 行動ルール」を必ず守って下さい。
- ① 学生は、本人が希望し、保証人の同意、研究会担当の専任教員(大学院の主査を含む)の同意があった場合のみ、オンキャンパスでの研究活動ができます。専任教員が、院生・学部生のオンキャンパスでの研究活動の可否を判断します。
- ② 学生は、キャンパスに登校する際、必ず北門警備室に立ち寄り、備え付けの入構票に必要事項を記入してください。その際、警備員に対して、研究会担当の専任教員の同意を示す書類(メールのコピーで良い、保証人の同意も得られていることが確認できる内容)を提示してください。北門警備室で非接触型検温器による検温の後、入構ができます。感染拡大防止のために、入構者のキャンパスでの活動場所を明確にしておく必要があります。学生は、必ず北門警備室を経由して入構してください。
- ※研究会担当の専任教員が、学生に対して、保証人の同意の有無を確認することで十分です。
※入構票に、許可をした専任教員の緊急連絡先を記載する項目があります。許可を出す際に学生へお伝えください。
- ③ 専任教員は、学生本人の希望と保証人および研究会担当の専任教員の同意を示す「書類」(メールのコピーで良い)を保存してください。総合政策学部長、環境情報学部長、政策・メディア研究科委員長が「書類」を必要だと判断した場合、専任教員は「書類」を提出しなければなりません。
- ④ 専任教員およびメディアセンターは、研究室や施設内の研究活動規模を通常の20%以下とするよう努めてください。同数値を遵守するための方針は、各専任教員および施設の管理者が定めてください。
- (3) 慶應義塾以外の施設等において研究を行う場合(在宅研究を除く)、以下の方針を遵守してください。
- ① 海外の場合は、慶應義塾新型コロナウイルス感染症対策本部発出の通達に従ってください。
- ② 国内の場合は、研究実施施設等の利用規則等に従い、かつ十分なウイルス感染予防策を講じてください。宿泊をともなう場合は、個室にしてください。
- ③ 出張申請手順は定例どおりですが、COVID-19の状況に鑑み、合同運営委員会で慎重に審議されます。SFC研究所に関わる外部資金などによる学生の国内出張についてはSFC研究所の定めに従ってください。
- ④ 学生が研究活動を行うに際しては、専任教員は、学生本人の希望と保証人および研究会担当の専任教員の同意を示す「書類」(メールのコピー等で良い)を保存してください。総合政策学部

長、環境情報学部長、政策・メディア研究科委員長が「書類」を必要だと判断した場合、専任教員は「書類」を提出しなければなりません。なお、大人数の集合による密な状況の発生を避けるため、同時に活動に参加する人数は、最大 10 名以内を目安としてください。また、活動先での行動記録やコンタクトトレーシング記録をとること、会食をとまなう会合は避けることなどについて、専任教員からの指導をお願いします。

3. 行動ルール

(1) 自宅等にて:

- ① 体温を測定し、咳や身体のだるさ、息苦しさ、嗅覚・味覚に異常を感じるなどの症状の有無を確認してください。
- ② 上記の症状あるいは 37.5 度以上の発熱がある場合、または、同居する家族等に 37.5 度以上の発熱が続き、感染が疑われる場合には、キャンパスへの登校も含め外出を控えてください。また、慶應義塾大学保健管理センターの指示に基づき、下記 URL にアクセスし、Web を通じて状況を報告してください(登校する予定がない場合でも、上記に該当し感染が疑われる場合は、報告してください)。
(<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/coronavirus.html>)

(2) 移動に際して:

- ① 移動経路での感染を避けられるよう、マスクの着用や咳エチケットに配慮してください。
- ② 学生は、キャンパスに登校する際、公共交通機関の使用を可能な限り避けてください。
- ③ 公共交通機関に乗車中は、会話をしないでください。

(3) キャンパスにて:

- ① 研究活動を行う研究室、会議室等の空間(以下、室内)の責任者を、その都度室内にいる人(在室者)のなかから決めてください。
- ② 室内の責任者は、室内に在室する全員の氏名を記録してください。これは万一 COVID-19 の感染が判明した場合の経路確認のためです。また、「自宅等にて②」に該当しないことをすべての在室者に確認してください。
- ③ 在室者は、手洗い、室内の換気、咳エチケットを徹底してください。また、消毒液等で机・ドアノブ等の消毒を行ってください。専門家会議による感染防止3原則(密閉、密集、密接を避ける)を守るよう工夫してください。
- ④ 室内に複数人が集まる場合、マスク着用を原則とします。マスク入手が困難な場合は、飛沫を防ぐことができる手作りマスクなどで口・鼻を覆ってください(キャンパスからのマスクの配布はありません)。
- ⑤ 外部共同研究者を含む会合等は、中止、延期もしくは遠隔での開催としてください。
- ⑥ 食事の際は対面を避け、適切な距離をとり、会話をせずに一人で食事するようにしてください。
- ⑦ 少しでも体調不良を感じた場合は、活動を中止して速やかに帰宅してください。

(4) その他:

慶應義塾大学保健管理センターが示すガイドライン等を参照し、一人一人が自分自身も潜在的な感染者であるとの自覚を持って、感染を広げないことを念頭に行動してください。また、活動に際しては、「全塾版_予防に求められる行動と保セの役割」(専任教員は議事録システム)を視聴してください。

表1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教育・研究活動の制限指針

	教育活動(講義等)	研究活動	学生の入構	学生の課外活動	事務部門	学内会議	判断基準
レベル0	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常時
レベル1	可能な限りオンライン授業を実施 感染拡大に最大限の配慮をして対面授業を実施可	感染拡大に最大限の配慮をしたうえで活動。	感染拡大に最大限の配慮をして入構。	感染拡大に最大限の配慮をして活動。	感染拡大に最大限の配慮をして勤務。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を実施。オンライン参加を推奨。	感染への注意が促されている。
レベル2	全科目でオンライン講義を実施。教員はオンライン講義実施のために個人研究室および共同研究室を使用可。	感染拡大に最大限の配慮をしたうえで活動。	入構者は指定のフォームにあらかじめ記名して入構。※1	感染拡大に最大限の配慮をして活動。	感染拡大に最大限の配慮をして勤務。空いている会議室や教室などを活用して密集を避ける。	対面会議は必要最小限。可能なものはオンライン会議。	大人数での集会・イベント等に自粛要請が出ている。
レベル3	全科目でオンライン講義を実施。教員はオンライン講義実施のために個人研究室および共同研究室を使用可。	感染防止に最大限の配慮をしたうえで、原則として教員や研究スタッフによる必要最低限の活動。	教員との合意の上で、感染防止に最大限の配慮をし、必要最低限の活動のためのみ可能。入構フォームに記入。	オンライン	感染拡大に最大限の配慮をして勤務。空いている会議室や教室などを活用して密集を避ける。在宅勤務が可能な部署・人は在宅勤務。	オンライン会議	イベントや集会、外出への自粛要請が出ている。
レベル4	全科目でオンライン講義を実施。教員はオンライン講義実施のためにやむを得ない場合に限り個人研究室および共同研究室を使用可。ただし対面を避け、通勤経路での感染を自力で回避できることを前提。	感染防止に最大限の配慮をしたうえで、原則として教員や研究スタッフによる必要最低限の活動。	教員との合意の上で、感染防止に最大限の配慮をし、必要最低限の活動のためのみ可能。入構フォームに記入。	オンライン	原則、在宅勤務。組織の機能維持のために必要な職務については、政府公表の削減目標を満たす人数がオンキャンパスにて勤務。	オンライン会議	緊急事態宣言が出ている、あるいはキャンパス周辺で感染拡大が確認されている。
レベル5	全科目でオンライン講義を実施。教員もキャンパス施設原則使用不可。	キャンパスでの活動は全面禁止。	禁止	オンライン	在宅勤務	オンライン会議	緊急事態宣言(SFC ロックアウト/政府ロックダウン)が出ている。※2
レベル ブラック	すべての講義を休止	キャンパスでの活動は全面禁止。	禁止	禁止	在宅勤務(最小限)	オンライン会議(最小限)	キャンパス関係者の感染拡大・爆発的感染拡大。

※1. 入構フォーム：学籍番号・氏名・体温・入構目的等。

※2. 今後、法的根拠をもってロックダウンができるようになった場合、または、構内で感染が進んですぐに除染できない場合などを想定。

(2020年6月8日版)

表2 総合政策学部/環境情報学部/政策・メディア研究科 2020年度 教育・研究等活動を維持するための基本方針

	期間	活動制限	判断日
A	4月7日-4月20日	レベル4	---
B	4月21日-5月6日	レベル4	---
C	5月7日-6月7日	レベル4	---
D	6月8日-7月26日 春学期後半	レベル3	6月3日
E	7月27日-7月31日 期末試験期間		慶應義塾全体の方針に従う。
F	8月11日-9月30日 夏期休暇 ※8/1-10は事務閉鎖		6月30日ごろ
G	10月1日-11月18日 秋学期前半		8月31日ごろ
H	11月19日-11月29日 三田祭・追試・補講		
I	11月30日-1月24日 秋学期後半		
J	1月25日-2月5日 期末試験期間		
K	2月6日-3月31日 春期休暇		